平成２４年（フ）第５４８号
愛知県刈谷市小垣江町北浦11番地１　プレジールエマイユ204号、前住所名古屋市西区名駅２丁目27番15号
破産者　盛　　勇治
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６６号
愛知県豊田市曙町２丁目３番地　メゾン・ド・ローブ405号
破産者　杉平　　宏
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
京都市南区吉祥院池田町18番地　ヴィラＹＡＭＡＳＨＩＴＡ207号、前住所京都市南区久世高田町257番地78　桂ガーデンハイツ603号
破産者　西村　孝子
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
兵庫県西宮市甲子園六石町２番32号
破産者　清水　啓介
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９５号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目４番地の５、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目35番11号
破産者　原田　　勉
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２５号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目60番地の４　レオパレス東園田Ⅱ103
破産者　荒　　勲
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２６号
兵庫県西宮市甲子園浦風町２番19号
破産者　安倍　　忠
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６１号
和歌山県有田市千田476番地の４
破産者　薗部　長正
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
和歌山市船所128番地の４
破産者　倉谷　洋子
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６１号
和歌山市西庄1016番地の158
破産者　西川こと　西川　　縁（旧姓岩前）
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０６号
和歌山県紀の川市貴志川町前田363番地７
破産者　浮野　順一
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１７号
和歌山県有田郡有田川町大字水尻468番地２、住民票上の住所和歌山県有田市宮原町須谷487番地６
破産者　中田　賀子
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
愛媛県宇和島市住吉町１丁目８番９号　川口アパート５号
破産者　松田　紀洋
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１００号
長崎県長崎市愛宕２丁目12番19号　ベルフォーレ愛宕103、旧住所長崎県長崎市西海町1926番地５　プラシードＡ棟202
破産者　山下　直人
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
宮崎県小林市北西方3737番地３
破産者　馬場　浩美
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1273番地７
破産者　永田　美江（旧姓濱砂・白井）
１　決定年月日　平成25年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第７０６号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目３番30号　コーポ安永201号室
破産者　濱口正一郎
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
佐賀県佐賀市若楠１丁目８番29号
破産者　谷口　　圭
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７２号
佐賀県佐賀市若楠１丁目８番29号
破産者　谷口　裕子
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３４号
埼玉県蕨市錦町２丁目８番17号　フォート錦町205号
破産者　佐々木　葵
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係